

平成30年 3月 5日

社会福祉法人千木福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知徹底する。

〈対策〉

平成30年4月～

法人に適用される諸制度を整理し、院内会議等で引き続き職員に周知する。

目標2：地域における子供の健全育成のための行事・活動への参画を支援し、子供・子育てに関する地域への貢献活動を実施する。

〈対策〉

平成30年4月～

職員への周知を図り、行事・活動への参加を容易となるような職場環境づくりを行う。

目標3：育児休業・子の看護休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境を整備する。

〈対策〉

平成30年4月～

職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項を院内会議等で引き続き職員に周知し、休暇の取得を促す。